

令和7年11月7日

件名 令和7年度高崎市文化財保護賞受賞者の決定及び授賞式の実施について

令和7年度高崎市文化財保護賞の受賞者が決定しましたので、お知らせいたします。

高崎市文化財保護賞は、文化財保護に功績があった方等を、高崎市文化財調査委員の選考に基づき、市教育委員会が市長に推薦し決定します。昭和51年度から始まり、今回で50回目を迎え、昨年度までに144の個人や団体の方々が受賞されています。

令和7年度は次の2件が受賞することとなりました。

・受賞者名 故 関口 清

住 所 高崎市倉賀野町537

功 績 受賞者は、昭和2年4月8日付で国指定史跡となった「大鶴巻古墳」同濠東側の元所有者である。生前、史跡の保存及び活用のため、令和6年度に当該土地3,041㎡を高崎市へ寄附した。

・受賞者名 八幡八幡宮

住 所 高崎市八幡町655

功 績 所有者（宮司・竹林英彦）および氏子らの尽力により、県指定重要文化財「八幡八幡宮（本殿・幣殿・拝殿）」をはじめとした多数の文化財の維持管理、保存に努めている。境内の神楽殿では市指定重要無形民俗文化財「太々神楽」の奉納を行うほか、様々な神事、年間行事を通じ地域に開かれた神社として尊崇を集めている。

授賞式は11月26日（水）午前11時30分から、市庁舎6階市長応接室で行います。

【本件に関する問い合わせ】

教育部文化財保護課

電話:027-321-1292

令和 7 年度 文化財保護賞の受賞者について

(1)受賞者 故 関口 清 様

住 所 高崎市倉賀野町 537

功 績 受賞者は、昭和 2 年 4 月 8 日付で国指定史跡となった「大鶴巻古墳」同濠東側の元所有者である。生前、史跡の保存及び活用のため、令和 6 年度に当該土地 3,041 m²を高崎市へ寄附した。

備 考 大鶴巻古墳は墳丘全長 123m の前方後円墳で、墳丘の形状及び採集された埴輪の特徴から、本墳の築造は、4 世紀末から 5 世紀初頭と考えられる。大鶴巻古墳は、北西約 500m に所在し築造時には東日本最大級の古墳である倉賀野浅間山古墳（墳丘全長 171.5m）や大王墓の可能性がある佐紀陵山古墳（墳丘全長 207m）（奈良県奈良市）と同規格の古墳であり、ヤマト王権と群馬県地域の関わりを検討する上で重要である。



大鶴巻古墳

(2)受賞者 八幡八幡宮

住 所 高崎市八幡町 655

功 績 所有者（宮司・竹林英彦）および氏子らの尽力により、県指定重要文化財「八幡八幡宮（本殿・幣殿・拝殿）」をはじめとした多数の文化財の維持管理、保存に努めている。境内の神楽殿では市指定重要無形民俗文化財「太々神楽」の奉納を行うほか、様々な神事、年間行事を通じ地域に開かれた神社として尊崇を集めている。

備 考 令和４年度に市の「文化財保存事業」補助金を活用して拝殿屋根の補修工事を行った。その際、当該工事の内容及びそこから得られた新たな発見、八幡八幡宮の歴史等をまとめた報告書を作成し、文化財の価値をより高めた。



八幡八幡宮

高崎市文化財保護賞について

1 賞の名称

高崎市文化財保護賞

2 概要

高崎市文化財保護賞は、文化財の保護や普及にご尽力いただいた方の中から特に多大なご貢献をされた方に授与している。昭和51年度から始まり、令和7年度で50回目を迎え、昨年度までに144の個人や団体が受賞している。

3 保護賞の対象（高崎市文化財保護賞条例施行規則第2条）

- (1) 指定文化財の所有者、管理責任者又は管理団体
- (2) 文化財保護に功績があったと認められる者

4 授賞式

(1) 時 期 11月26日(水) 午前11時30分～

(2) 場 所 高崎市役所6階市長応接室

(3) 保護賞 表彰状

副賞(金30,000円、金額は高崎市文化財保護賞条例第2条による)

記念品(表彰状用の額)

※授賞式の最後に、市長を囲んで記念撮影を行います。